

「新津鉄道資料館活性化検討委員会」要綱

(目的)

第1条 新津鉄道資料館活性化基本計画（以下、基本計画という。）の策定等に関し、有識者から意見を聴取することを目的として、新津鉄道資料館活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- (1) 基本計画の策定に関する事
- (2) 新津鉄道資料館改修実施設計に関する事
- (3) その他、委員会が必要と認める事

(開催期間)

第2条 委員会の開催期間は、新津鉄道資料館改修実施設計完了日までとする。

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員4名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、新津鉄道資料館改修実施設計完了日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(座長及び座長代理)

第6条 委員会には座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は委員会の進行を行う。
- 3 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化観光・スポーツ部歴史文化課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。